

議案第 7 3 号

北本市国民健康保険条例の一部改正について

北本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「3 9 万円」を「4 0 万 4 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

議案第73号参考資料

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>